

令和6年10月分(12月支給分)から 児童手当の制度が拡充されます

1. 主な改正内容

- (1) 支給対象
中学生修了まで → 高校生年代まで
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 多子加算(第3子以降)の増額・算定対象の拡大
- (4) 支給月が年6回に変更(偶数月に支給)

支給対象児童 および支給額に ついて	令和6年9月分まで		令和6年10月分から	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000		15,000	30,000
3歳～ 小学校終了まで	10,000	15,000	10,000	
中学生	10,000			
高校生年代	支給対象外(多子加算対象)			
大学生年代			支給対象外(多子加算対象)	

※令和6年10月以降の多子加算について

大学生年代の児童(※)は、支給の対象ではありませんが、第1子・第2子等の多子加算カウントの対象です。
高校生年代の児童支給額は通常10,000円/月ですが、上に大学生年代のきょうだいがある場合、第3子扱いとなり、支給額は30,000円/月になります。

(※保護者等が監護・生活費の負担等をしている児童に限る)

※高校生年代: 中学修了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

大学生年代: 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

2. 申請(請求)手続きについて

大学生年代の児童を監護している方、
高校生年代以上の児童のみ養育している方等は
別途申請手続きが必要です。
詳しくは高浜町HPや通知をご確認ください。

【問い合わせ先】 高浜町 こども未来課 0770-72-6154